

容器包装(プラスチック製)



※燃やせるごみで出さないでください。

無料

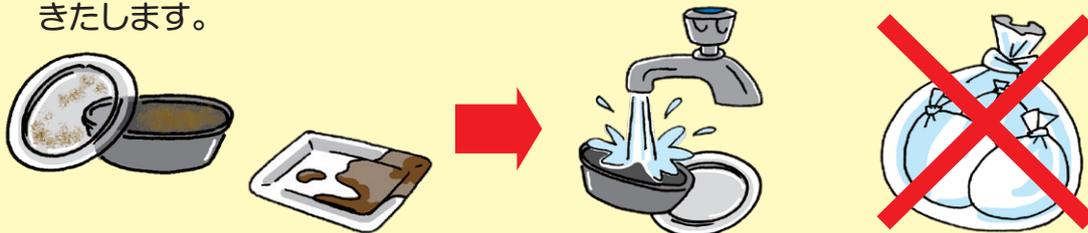
《集積所への出し方》

透明か半透明の袋に入れて出してください。

- プラスチック製でメーカーや販売店が商品を入れていた容器や、包んでいた包装のことです。
- の表示マークがついているものは容器包装(プラスチック製)です。マークのないものは、それぞれの材質によって分別してください。

容器包装(プラスチック製)の出し方

- ① マークがあるか確認してください。
- ② 必ず中身を使い切り、汚れを取り除いてください。
容器包装に食べ物のカスや調味料などが付着していると、その後のリサイクルに支障をきたしますので、軽く水ですすぐか、ふき取るなどしてきれいにして出してください。
- ③ 直接袋に入れてなるべく圧縮して出してください。
リサイクルをやすくするためにも、袋の中に複数の袋を入れるなどビニール袋を二重に使用しないようにしてください。
★手作業で異物の選別・除去作業をしています。袋を二重にすると作業に大きな支障をきたします。



ワンポイント

- ・納豆やぎょうざのたれの袋など、小さくて洗うことが困難なものは、衛生上の観点から「燃やせるごみ」に出してください。
- ・食品トレーに被せてあるラップやフィルムはシールがついたままで構いません。汚れを落として出してください。
- ・プラスチック製のおもちゃやバケツなどプラスチックでできている製品自体は「燃やせるごみ」になります(P5、P10参照)。



なぜ容器包装は分別収集が必要なの？

容器包装(プラスチック製・紙製)の分別収集は、「容器包装リサイクル法」に基づいて行っています。この法律では、①消費者〈分別排出する〉、②市町村〈分別収集する〉、③メーカーや販売店などの事業者〈費用を負担しリサイクルする〉の三者が役割を分担し、廃棄物の削減に取り組むことが定められています。そのため、・マークのあるプラスチック製品、紙製品は他の物と分別して収集する必要があります。引き続き、分別にご協力をお願いします。

対象になるもの



識別マークの
ついているもの

- ・プラスチック製の袋類
- ・プラスチック製のふた
- ・ボトル
- ・パック

- ・ペットボトルのキャップ
- ・発泡スチロール
- ・薬の入れ物
- ・緩衝剤（プチプチ） など



- お菓子（個包装も含む）、パンなどのプラスチック製の袋類



- レジ袋

マイバッグを持参するようにしましょう



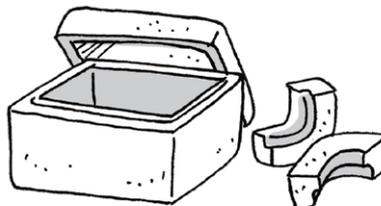
- ペットボトルのキャップ



- 薬の入れ物（錠剤が入っていたものなど）
※飲まなくなった錠剤は「燃やせるごみ」に出してください。



- 液体洗剤等のプラスチックボトル（ノズル部分も含む）・チューブ



- 発泡スチロール、電気製品などの緩衝材
※大きいものは袋に入るように割って出してください。



- 豆腐、イチゴなどのプラスチック製のパック類
- 卵パックなど（♻️表示のあるものを含む）



- カップめん、プリン、納豆、デザートなどのプラスチック製の容器やふた及び外包装フィルム、かやくの袋

汚れを落としてから出してください



- 弁当容器（コンビニ等）



- 食用油のボトル



- 野菜・果物のネット

注意!

対象とならないもの「燃やせるごみ」に出してください。

- ・スポンジ
- ・梱包用結束バンド
- ・ビニール製のひも類
- ・プラスチック製の保存容器
- ・プラスチック製のスプーン・フォーク
- ・洗剤の計量スプーン
- ・ストロー
- ・CD・DVD・ビデオテープなど(ケース含む)
- ・バケツ
- ・ハンガー（プラスチック製） など



白色トレイはリサイクル推進店へ

白色トレイは店頭回収していますので、できるだけリサイクル推進店へ出してください（P18 参照）。

